

外郭団体に関する情報公開資料

1 作成年月日および作成担当部署

作成年月日 令和6年10月1日
作成担当部署 八尾市 都市整備部 都市交通課

2 外郭団体名等

外郭団体名 八尾シティネット株式会社
外郭団体所在地 〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目4番1号 谷村ビル5階501号 電話番号 (072) 923-9271
設立年月日 平成9年3月24日 ホームページアドレス www.yao-citynet.co.jp

3 資本金 30,000千円（当該地方公共団体の出資割合 53.4%）

4 事業内容

- (1) 自転車及び自転車駐車場の経営及び賃貸に関する業務
- (2) 自転車及び自転車駐車場の管理受託業務
- (3) 中古自転車の修理及び販売業務
- (4) 自転車のレンタサイクルに関する業務
- (5) タバコ、清涼飲料水等の販売及び宝くじの売りさばき業務
- (6) 公衆電話管理受託業務
- (7) 交通に関する都市計画の企画及びコンサルタント業務
- (8) 公共施設の管理・運営に関する受託業務
- (9) 生命保険の募集に関する業務及び損害保険の代理業
- (10) 前各号に付帯又は関連する一切の業務

5 財務状況（令和6年3月31日現在）

貸借対照表から	項目	金額(千円)			損益計算書から	項目	金額(千円)		
		前々年度	前年度	本年度			前々年度	前年度	本年度
	総資産	537,992	500,663	460,856		総収入(＝売上高＋営業外収益＋特別利益)	274,243	292,593	325,987
	負債	99,914	92,515	76,184		(うち地方公共団体からの補助金・委託金)	()	()	()
	(うち有利子負債)	()	()	()		経常損益	▲34,032	▲28,825	▲22,163
	純資産	438,078	408,148	384,671		当期損益	▲34,237	▲29,030	▲22,576
	利益剰余金	406,248	376,228	352,661		減価償却前当期損益	▲473	2,336	9,933

6 役職員の状況（令和6年3月31日現在）

役員数(うち地方公共団体からの派遣者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収(千円)	職員数(うち地方公共団体からの派遣者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収(千円)
4名(3名)	71.3歳	1,393千円	5名(1名)	54.2歳	4,063千円

※役員の平均年収の計算の対象となる役員は、全役員〇のうち〇人です。

退職手当

役員数(うち地方公共団体からの派遣者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均支給額(千円)
0名()	－	0千円

7 外郭団体への関与の状況

(1) 公的支援（フロー）（令和6年3月31日現在）

項目		金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)
		前々年度	前年度	本年度	
①	補助金(助成金)	0	0	0	
②	利子補給金	0	0	0	
③	税の減免額	0	0	0	
④	その他()				
	小計	0	0	0	－
⑤	損失補償契約に伴う金利軽減額	0	0	0	
⑥	出資金、低利貸付等に伴う機会費用	87	76	59	(貸付金等残高×TIBORレート)
	小計	87	76	59	－
	合計	87	76	59	－
	(参考) 委託料	0	0	0	
	(参考) 指定管理料	0	0	0	

(2) 公的支援（ストック）（令和6年3月31日現在）

項目		内訳			備考(目的、内容、算出根拠等)
		前々年度	前年度	本年度	
①	損失補償契約に係る債務残高	0	0	0	
	(将来負担額)	0	0	0	
	(将来負担参入率)	0	0	0	
②	貸付金残高	31,273	26,806	22,338	地下鉄八尾南駅北自転車駐車場建設に係る貸付金
③	出資金	0	0	0	
	合計	31,273	26,806	22,338	－

8 経営分析指標による経営状況の評価

	経営分析指標	指標の目安	前々年度	前年度	本年度
①	流動比率（流動資産／流動負債）	比率が高い方が、健全である。	903.32%	728.37%	651.52%
②	自己資本比率（自己資本／総資産）	比率が高い方が、望ましい。	81.43%	81.52%	83.47%
③	売上高経常利益率（経常利益／売上高）	比率が高い方が、望ましい。	-12.46%	-9.89%	-6.82%
④	総収入に占める市受託事業及び市補助金の割合	比率が低い方が、自主的運営が図られている。	0.00%	0.00%	0.00%

9 地方公共団体による意見

- ・令和6年度の予算及び事業計画並びに令和5年度の決算及び事業報告を受けたが、いずれも適正なものと認められる。今後とも、社会状況の変化に迅速かつ的確に対応するとともに、さらなる市民サービスの向上に努め、より一層効率的かつ適正な事業運営をすべきものとする。

10 その他の特記事項

※公益法人及び社会福祉法人は、「5 財務状況」の各項目のうち、必要な項目について、それぞれ公益法人会計基準及び社会福祉法人会計基準における決算書類の項目名等に読み替えています（下記参照）。

公益法人

＜貸借対照表＞・純資産⇒正味財産合計、利益剰余金⇒一般正味財産

＜損益計算書＞・損益計算書⇒正味財産増減計算書

- ・総収入（＝売上高＋営業外収益＋特別利益）⇒総収入（＝経常収益＋経常外収益＋当期指定正味財産増加額）
- ・経常損益⇒当期経常増減額
- ・当期損益⇒当期一般正味財産増減額

社会福祉法人

＜貸借対照表＞・利益剰余金⇒次期繰越活動増減差額

＜損益計算書＞・損益計算書 ⇒ 事業活動計算書

- ・総収入（＝売上高＋営業外収益＋特別利益）
⇒ 総収益（＝サービス活動収益＋サービス活動外収益＋特別収益－（事業区分間繰入金収益＋拠点区分間繰入金収益））
- ・経常損益 ⇒ 経常増減差額
- ・当期損益 ⇒ 当期活動増減差額